



平成 28 年 5 月 20 日

各 位

会社名 サンデンホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 神田 金栄
(コード番号 6444 東証第一部)
問合せ先 総務本部長 海発 隆男
TEL (03) 5209-3296

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成28年5月20日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成28年6月22日開催予定の第90期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

会社法第 427 条の改正により、定款の定めにより責任限定契約を締結できる範囲が業務執行を行わない取締役および監査役に拡大されたことに伴い、これらの取締役および監査役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第 31 条（損害賠償責任の一部免除）の一部変更を行うものであります。

なお、定款第 31 条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。（下線は変更部分を示します）

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 6 章 取締役および監査役の責任免除 (損害賠償責任の一部免除)</p> <p>第31条 当社は、会社法第 4 2 6 条の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 4 2 3 条の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）および監査役（監査役であった者を含む。）の責任を、法令の限度において免除することができる。</p> <p>当社は、会社法第 4 2 7 条の規定により、<u>社外取締役および社外監査役との間に</u>、同法第 4 2 3 条の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>第 6 章 取締役および監査役の責任免除 (損害賠償責任の一部免除)</p> <p>第31条 当社は、会社法第 4 2 6 条の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 4 2 3 条の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）および監査役（監査役であった者を含む。）の責任を、法令の限度において免除することができる。</p> <p>当社は、会社法第 4 2 7 条の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）および監査役との間に</u>、同法第 4 2 3 条の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 28 年 6 月 22 日（水）

定款変更の効力発生日 平成 28 年 6 月 22 日（水）

以上